

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪教育大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員員の給与（期末特別手当）については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	16,695	11,868	4,335	356 (地域手当) 135 (通勤手当)			
A理事	14,409	10,056	3,673	301 (地域手当) 378 (通勤手当)			
B理事	13,557	9,360	3,419	280 (地域手当) 496 (通勤手当)		3月31日	
C理事	13,364	9,360	3,419	280 (地域手当) 304 (通勤手当)			
D理事	10,961	7,800	2,849	234 (地域手当) 78 (通勤手当)		3月31日	◇
A監事	12,346	8,688	3,173	260 (地域手当) 224 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	326	317		8 (交通費)			

注1:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して措置が必要と認められる地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後

独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

「役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるため退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

効率的な大学運営に資する観点から職員配置の年次計画を策定し、各年度における業務等を精査し、学内組織の職員数の適正化を推進することにより人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人大阪教育大学の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるよう考えている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

組織の目標達成に向け、職員のインセンティブを高めるため、大学教員については、教育活動、研究活動、社会貢献活動等で評価し、附属教員及び事務系職員については、自己点検・評価のシステムを実施し、これら評価結果に基づき、一定の枠内で給与等に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日以前6ヶ月以内の期間における勤務成績等に応じて決定される割合(成績率)に基づき支給する。
基本給 (昇格・降格)	勤務成績等に応じ、従事する職務に応じた級に昇格又は下位の級に降格させることができる。
基本給 (査定昇給)	勤務成績の区分に応じて昇給させる。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成23年4月1日実施

(1) 特2級の新設、指導教諭の新設等に伴う処遇の整備

- ① 基本給表・・・教(二)、教(三)に新たに特2級を設定した。
- ② 主幹教諭・・・主幹教諭手当を廃止し、職務の級を2級から特2級に改めた。
- ③ 指導教諭・・・新設の指導教諭を特2級とした。
- ④ その他附属学校関連給与の整備・・・特2級の新設、指導教諭の新設等に併せて、級別標準職務表、級別資格基準表、昇格時号俸対応表、義務教育等教員特別手当、基本給の調整額、賞与の役職段階別加算、教育業務連絡指導手当及び管理職手当を整備した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	537	46.8	7,601	5,682	190	1,919
事務・技術	113	41.7	5,476	4,144	140	1,332
教育職種 (大学教員)	239	52.0	8,891	6,573	250	2,318
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	94	46.4	7,681	5,802	167	1,879
教育職種(附属義務 教育学校教員)	85	39.4	6,800	5,156	118	1,644
教育職種 (外国人教師等)	2					
その他医療職種 (看護師)	2					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 7	歳 62.6	千円 4,431	千円 3,768	千円 183	千円 663
事務・技術	人 3	歳 62.5	千円 3,827	千円 3,261	千円 152	千円 566
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 4	歳 62.8	千円 4,884	千円 4,148	千円 207	千円 736

非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

年俸制適用者	人 6	歳 44.3	千円 4,793	千円 4,793	千円 153	千円 0
事務・技術	人 5	歳 44.7	千円 4,604	千円 4,604	千円 164	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

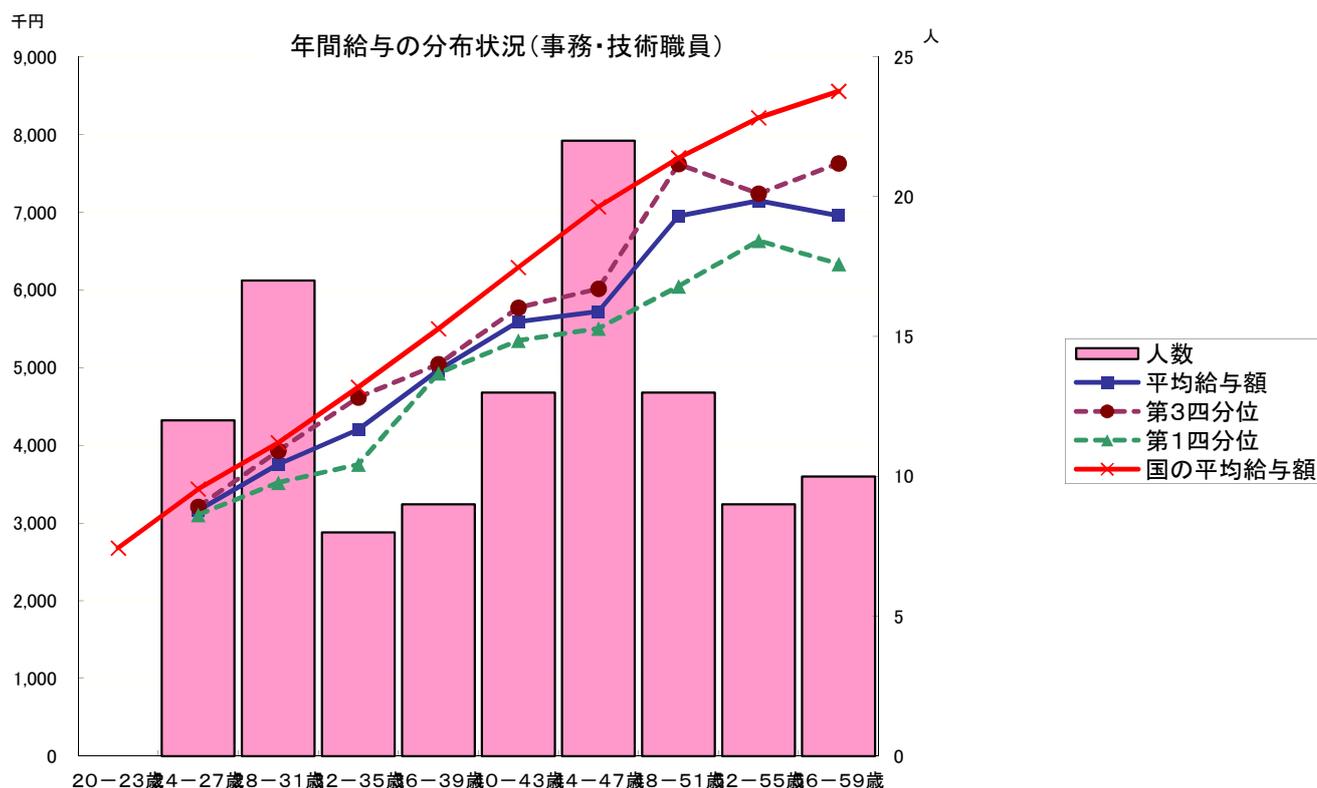
注2:常勤職員の「技能・労務職種」、「教育職種(外国人教師等)」、「その他医療職種(看護師)」及び年俸制適用者「教育職種(大学教員)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員、附属中学校教員で附属高等学校に併任している者を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「技能・労務職種」は、調理師である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

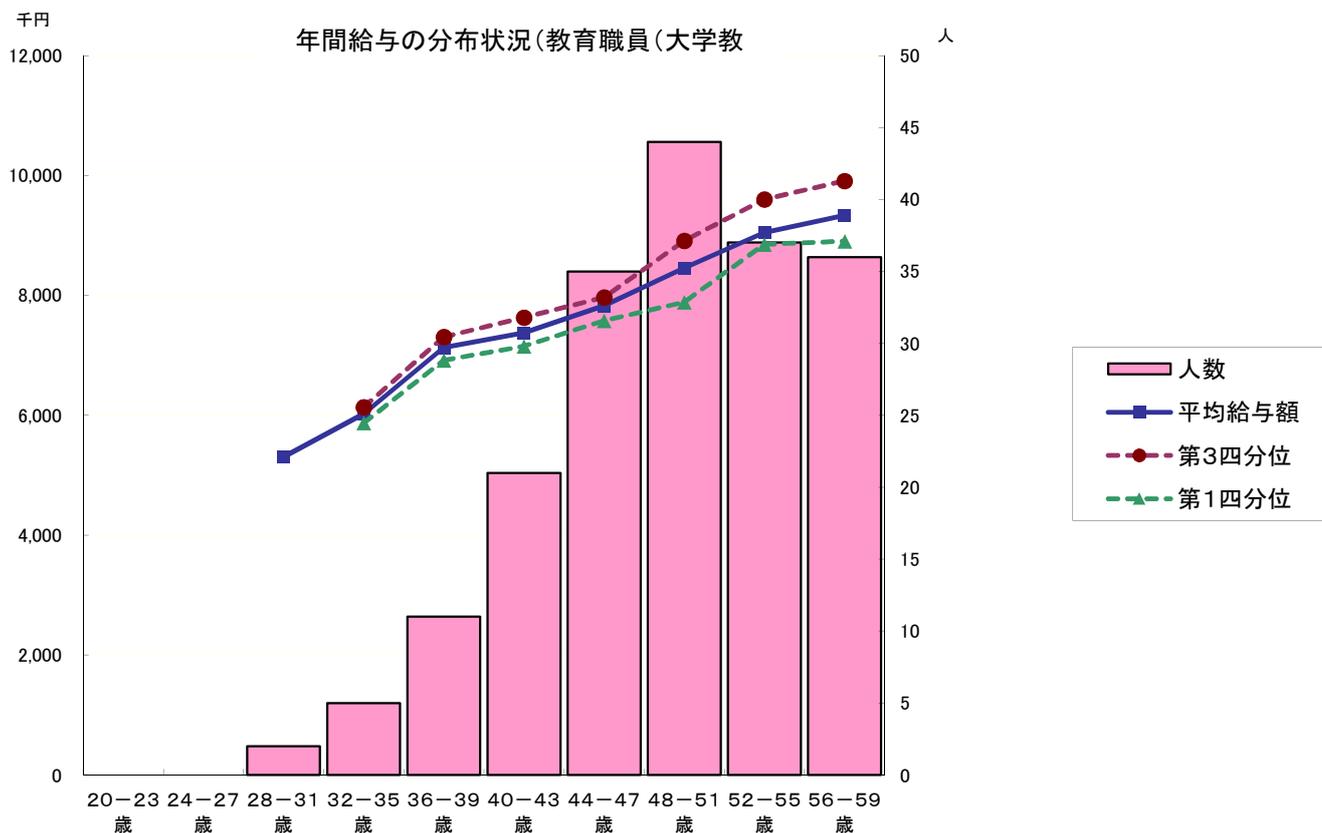


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
		平均			
		千円	千円	千円	千円
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	1		—	—	—
課長	10	54.2	7,620	7,892	8,225
課長代理	13	49.6	6,455	6,520	6,702
係長	42	44.8	5,331	5,718	6,013
主任	13	45.6	4,597	5,151	5,772
係員	34	29.3	3,210	3,592	3,860

注:「部長」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
教授	142	57.0	8,903	9,410	9,410	9,918	
准教授	87	45.5	7,334	7,651	7,651	7,943	
講師	10	39.6	5,700	6,328	6,328	6,965	

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長 部長	部長	部長 課長	課長 課長代理	課長代理 係長	係長 主任等	主任 係員	係員
人員(割合)	113 人	人 (%)	人 (%)	人 (%)	1 (0.9%)	3 (2.7%)	8 (7.1%)	17 (15.0%)	47 (41.6%)	23 (20.4%)	14 (12.4%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	56 ～ 53	59 ～ 49	59 ～ 45	58 ～ 35	47 ～ 27	29 ～ 24
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	6,757 ～ 5,729	6,421 ～ 5,171	5,337 ～ 4,364	4,893 ～ 3,379	3,600 ～ 2,447	3,003 ～ 2,253
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	8,908 ～ 7,629	8,475 ～ 6,891	7,184 ～ 5,861	6,484 ～ 4,523	4,673 ～ 3,256	3,881 ～ 2,977

注:7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高)～(最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	助手
人員(割合)	239 人	142 人 (59.4%)	87 人 (36.4%)	10 人 (4.2%)	人 (%)	人 (%)
年齢(最高～最低)		64 ～ 46	63 ～ 34	52 ～ 30	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		9,136 ～ 5,647	6,715 ～ 4,619	5,879 ～ 3,876	～	～
年間給与額(最高～最低)		12,128 ～ 7,743	9,054 ～ 6,135	7,823 ～ 5,241	～	～

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.4	66.0	64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.6	34.0	35.2
	最高～最低	49.7 }	41.8 }	45.8 }
		32.5	30.7	31.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.1	67.0	65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9	33.0	34.4
	最高～最低	42.3 }	38.0 }	38.7 }
		30.9	28.5	29.7

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	62.4	67.1	64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	32.9	35.2
	最高～最低	39.6 }	35.9 }	35.9 }
		32.5	30.8	32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.6	67.0	65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4	33.0	34.1
	最高～最低	39.6 }	39.5 }	39.6 }
		31.7	29.2	30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

99.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等をつ一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 86.8	
	参考	地域勘案 92.5
		学歴勘案 85.9
	地域・学歴勘案 92.1	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 66% (国からの財政支出額 6,355百万円、支出予算の総額 9,629百万円：平成23年度予算) 【検証結果】 指数は参考も含めると85.9～92.5ポイントであり、適切である。	
講ずる措置	今後も引き続き、国家公務員の給与水準を上回らないよう総人件費を管理する。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の国の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,009,170	千円 5,172,168	千円 (%) △ 162,998 (△3.2)	千円 (%) △ 162,998 (△3.2)
退職手当支給額 (B)	千円 678,771	千円 491,032	千円 (%) 187,739 (38.2)	千円 (%) 187,739 (38.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 634,233	千円 639,396	千円 (%) △ 5,163 (△0.8)	千円 (%) △ 5,163 (△0.8)
福利厚生費 (D)	千円 703,656	千円 689,475	千円 (%) 14,181 (2.1)	千円 (%) 14,181 (2.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,025,830	千円 6,992,071	千円 (%) 33,759 (0.5)	千円 (%) 33,759 (0.5)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「8役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

給与、報酬等支給総額については、常勤職員の採用を計画的に抑制し人員削減を進めたことによる職員数の減、年俸制適用職員や再雇用職員の活用及び一人当たりの年間給与額を全体的に抑制したことにより、前年度比△3.2%となった。

最広義人件費については、「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」が減額したにもかかわらず、「退職手当支給額」が増加したため前年度比0.5%となった。

② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標のⅢ「財務内容の改善に関する目標」の2(1)「人件費の削減に関する目標」において、『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。』と明記している。

ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期計画のⅢ「財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」の2(1)「人件費の削減に関する目標を達成するための措置」において、『「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。』と目標を設定している。

iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,160,885	5,733,566	5,629,042	5,491,703	5,331,993	5,172,168	5,009,170
人件費削減率 (%)		△6.9%	△8.6%	△10.9%	△13.5%	△16.0%	△18.7%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.9%	△9.3%	△11.6%	△11.8%	△12.8%	△15.3%

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下のとおり給与減額措置を講ずることとした。

- 役員 平成24年6月から実施
- 職員 平成24年6月から実施